

西条市農業委員会 令和8年度 第5回総会 議事録

1. 日 時 令和8年8月7日(金) 午後2時00分から午後2時44分まで

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100%
推進委員 出席者 25名 欠席者 5名 出席率 83.3%

○農業委員出席者氏名

会 長 23番 真鍋 美鈴

会長代理 19番 山内 ふさえ

委 員 1番	越智 一志	9番	安藤 英利	17番	安藤 政治
2番	明比 典正	10番	近藤 仁志	18番	長谷川 学
3番	徳増 靖記	11番	真鍋 覚	20番	山内 昌男
4番	一色 達夫	12番	中川 英隆	21番	山内 哲夫
5番	高橋 やよい	13番	大澤 晴美	22番	松木 秀明
6番	井上 和博	14番	鈴木 伸二	24番	戸田 佑基
7番	近藤 明弘	15番	武田 弘文		
8番	日野 哲也	16番	山内 文孝		

○欠席者氏名

なし

○推進委員出席者氏名

委 員 1番	寺田 昌直	10番	斎藤 浩	20番	永井 保志
2番	一色 信之	11番	宇佐美貴史	21番	高橋 寿夫
3番	白木あゆみ	13番	平木 克彦	22番	佐伯 謙二
4番	高橋 滝雄	14番	白石 修一	23番	一色 清定
5番	伊藤 龍二	15番	藤田 幹雄	24番	越智 利和
6番	上野伸治郎	16番	志賀 英一	26番	佐伯 静雄
7番	伊藤 信行	17番	垂水 久明	27番	玉井 隆志
9番	岡本 省三	18番	飯尾 勝一	29番	小倉 謙治
				30番	村上 真也

○欠席者氏名

8番	宮武 恭宏	12番	眞田 克彦	25番	黒川 清美	28番	宇野 嘉秀
19番	飯尾 悟						

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

議案第7号 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局及びその他の職員

○農業委員会事務局

事務局長	渡邊賢一郎	西部分室長	高橋徹也
事務局次長	酒井祐吾	事務局担当次長	橋田勇作
事務局副主査	遠藤竜彦		

7. 議事内容

事務局 皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今から令和8年度第5回総会を開催いたします。

皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、真鍋会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【会長挨拶】

事務局 それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。真鍋会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議 長 それでは、私が本日の議事進行を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、ただ今から令和8年度第5回西条市農業委員会総会を開会いたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議 長 まず、議事録署名人の指名をしたいと思います。徳増靖記委員、一色達夫委員の両委員にお願いをいたします。

本日欠席届が出ておりますので報告をいたします。農地利用適化推進委員からは、8番 宮武恭宏委員、12番 眞田克彦委員、19番 飯尾 悟委員、25番 黒川 清美委員、28番 宇野 嘉秀委員から出ておりますのでご報告をいたします。

ただ今の出席農業委員数は、24名であります。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告申し上げます。

書記については、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、議案内容について事務局から説明いたします。

事務局 事務局の酒井です。よろしくお願いいたします。

それでは失礼して、着座にて議案のご説明をさせていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

69号、70号は、〇〇の〇〇が、新規就農のため、〇〇の〇〇、〇〇の〇〇から、3年間の使用貸借権設定を受けようとする申請でございます。

71号、72号は、〇〇の〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇、〇〇の〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

73号、74号は、〇〇の〇〇と〇〇の〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

75号は、〇〇の〇〇が、新規就農のため、〇〇の〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

76号は、〇〇の〇〇が、新規就農のため、〇〇の〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

77号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から、特定遺贈による所有権移転を受けようとする申請でございます。

78号は、〇〇の〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

79号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から小作地解放による所有権移転を受けようとする申請でございます。

80号は、〇〇の〇〇が、新規就農のため、〇〇の〇〇から所有権移転を受

けようとする申請でございます。

81号は、〇〇の〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

82号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から贈与による所有権移転を受けようとする申請でございます。

83号は、〇〇の〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

84号は、〇〇の〇〇が、隣接自作地との一体利用のため、〇〇の〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

85号は、〇〇の〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇から所有権移転を受けようとする申請でございます。

86号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から贈与による所有権移転を受けようとする申請でございます。

87号は、〇〇の〇〇が、競売により農地を取得しようとする申請でございます。

以上19件、ご審議よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました案件の中で、69号、70号、75号、76号、80号につきましては新規就農であり、69号、70号につきましては、面接を行っておりますので、面接を担当した地区委員を代表して、明比典正委員さんから報告をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

明比委員

今回の新規就農希望者につきまして、7月31日に西条市役所本庁において面接を行いました。面接を行ったのは、徳増委員、一色信之委員と、私、明比です。当案件の申請人は、〇〇の〇〇であります。

本申請は、福武の農地3,572㎡を使用貸借にて借りるための申請であります。主に、オクラ、さつまいも、ほうれん草などを耕作する予定であり、知人の農業者からのサポートを受けるとの事であります。

また、申請人は、専業農家を目指しており、西条市への転居と規模拡大を行いたいとの考えがあるとの事です。

こちらからは、西条市の農業政策や就農についてのアドバイスを行い、面接を終了しました。

最後に、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議 長 ありがとうございました。

面接に携わっていただきました委員のみなさん、大変お忙しい中、お世話になりました。

次に、75号、76号、80号につきましては、いずれも自家消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をいたします。

事務局 75号の譲受人である〇〇であります。申請地の近くで工務店を営んでおります。現在は、子供が主に経営を行っており、余裕ができてきたことから以前より興味があった自家消費の野菜を耕作したいとのことから今回の申請となっております。

76号の譲受人である〇〇ですが、10年ほど前に申請地の隣地に自宅を建築する際、申請地も購入してほしいとの依頼があったのですが、当時は、5反要件の関係で購入する事ができず、代わりに農家で父の譲渡人が購入したとの事であります。今回、5反要件が撤廃されているとの話を聞き、申請地の隣に住む譲受人に任せたいとの事から、今回の申請となっております。主に、各種野菜を耕作するとの事であります。

80号の譲受人である〇〇であります。申請人の亡き祖父が喜多台と壬生川に農地を所有しており、その農地を現在は父が受け継ぎ、一緒に耕作するため、西条市には頻繁に来ていたとのことであります。今回、父の実家の隣にある申請地の購入を打診されたことにより、今回の申請となっております。主に、ジャガイモ、たまねぎなどの野菜を耕作したいとの事であります。

こちらの3件につきましては、経営規模拡大の予定はないとの事あります。

また、農地は農地として活用する旨の誓約書の提出も受けております。

議 長 ありがとうございました。

それでは、ただ今事務局より説明がありました19件について、69号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

地区委員 69～87号問題なし

議 長	ありがとうございます。 地元の委員さんからは『問題ない』ということではありますが、ほかに、ご意見・ご異議等はございませんか。
委員一同	異議なしの声あり
議 長	ありがとうございます。 『異議なし』ということですので、以上１９件を原案どおり許可することいたします。 【農地法第４条関係】
議 長	次に、議案書、９ページ、議案第２号、農地法 第４条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。 議案内容について、事務局から説明いたします。
事務局	議案書１０ページをご覧ください。 ９号は、〇〇の〇〇が、自宅兼倉庫を増築するため、宅地拡張しようとする申請でございます。本件は、違反転用案件であり、平成１０年ころから自己の業務に用いる資材の量や種類が増えたことで保管スペースが不足したため、家族の生活の安全性に支障を及ぼさないように考え、無断で増築したとのことでございます。以後このような違法行為のないよう農地法を遵守いたしますとの始末書が提出されております。 １０号は、〇〇の〇〇が、自己住宅への進入路を建設しようとする申請でございます。本件は、違反転用案件であり、平成６年ころに元々設けていた進入路が使用できなくなったことから、止む無く無断で申請地を進入路として利用し始めたとのことでございます。今後はこのようなことを繰り返さないよう留意いたしますとの始末書が提出されております。なお、この後ご審議いただく、第５条申請にも本件との関連案件がございますので、併せてお願いいたします。 １１号は、〇〇の〇〇が、自己住宅を敷地拡張しようとする申請でございます。本件は、違反転用案件であり、昭和末期ころ、亡き夫の生前に自宅敷地の一部として無断で造成してしまったとのことでございます。農地法の内容

を十分に理解していなかったことが原因であり、深く反省しております。今後このようなことはないう万全の注意を払いますとの始末書が提出されております。

12号は、〇〇の〇〇が、倉庫兼住宅及び貸駐車場を建設しようとする申請でございます。本件は、違反転用案件であり、前所有者の生前、昭和55年ころ無断で農地に建築物を建て、その後同地内において貸駐車場を開設しております。法令上の制限について十分な認識を持たず、農地法に違反する事態を招いてしまったことを深く反省し、今後は関係法令を遵守するよう細心の注意を払ってまいりますとの始末書が提出されております。

以上4件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました4件について、9号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員

9～12 問題なし

議長

ありがとうございます。

地元の委員さんからは『問題ない』ということではありますが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なしの声あり

議長

ありがとうございます。

『異議なし』ということですので、以上4件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議長

次に、議案書11ページ、議案第3号、農地法 第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局

議案書 1 2 ページをご覧ください。

3 6 号は、〇〇の〇〇が、〇〇から所有権移転を受け、建売住宅を 1 棟建設しようとする申請でございます。

3 7 号は、〇〇の〇〇が、同所の〇〇から所有権移転を受け、宅地進入路を建設しようとする申請でございます。本件は、違反転用案件であります、経緯については、先ほどの農地法第 4 条の第 1 0 号と同様であり、農地法を熟知せず許可を受けないまま無断で転用してしまったとのことであり、今後はこの様なことは繰り返さないよう留意いたしますとの始末書が提出されております。

3 8 号は、〇〇の〇〇が、〇〇から所有権移転受け、宅地進入路を建設しようとする申請でございます。

3 9 号は、〇〇の〇〇が、〇〇から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。本件は、違反転用案件であり、無断で造成し、近隣店舗の従業員用駐車場として利用しており、一時的な駐車場利用のため特段の手続きは不要との安易な思い込みが原因であるとのことでございます。このことを深く反省し、今後は農地法を遵守し、かかることの無きように誓約いたしますとの始末書を提出しております。

4 0 号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から所有権移転を受け、建売住宅を 4 棟建設しようとする申請でございます。

4 1 号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から所有権移転を受け、店舗併用住宅を建設しようとする申請でございます。本件申請地の一部において違反転用があり、所有者の亡き夫の生前に無断で造成を行い、カーポートを建設しておりますが、農地法を十分に理解していなかったことが原因であり、深く反省しております。今後このようなことは無いよう万全の注意を払いますとの始末書が提出されております。

4 2 号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

以上 7 件、ご審議よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今事務局から説明がありました 7 件について、3 6 号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員

36～42 号問題なし

議 長

ありがとうございます。

地元の委員さんからは『問題ない』ということですが、
ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なしの声あり

議 長

ありがとうございます。

『異議なし』ということですので、以上7件を原案どおり
承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議 長

つぎに、議案書14ページ、議案第4号、農業振興地域整備計画変更に対
する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案
内容を事務局から説明いたします。

事務局

議案書15ページをご覧ください。

位置図及び地番図は16ページになります。

4号は、農地所有適格法人である〇〇の 〇〇が、農地取得に伴い、農業用倉
庫を建設しようとするため、農地から農業用施設用地へ用途区分変更しよ
うとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました1件について、地元委員さんのご意見を
伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

地区委員

4号問題なし

議 長	ありがとうございます。 地元の委員さんからは『問題ない』ということではありますが、ほかに、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なしの声あり
議 長	ありがとうございます。 『異議なし』ということありますので、以上 1 件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。
	引き続き農業経営を行っている旨の証明関係
議 長	つぎに、議案書 17 ページ、議案第 5 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、を議題といたします。 まず、議案内容について事務局から説明いたします。
事務局	議案書 18 ページをご覧ください。 相続税の納税猶予を受けている者が、特例の適用を継続して受けるためには、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、3 年ごとに税務署への届出を行う必要があります、その際、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を添付することとなっているため、証明願が提出されたものでございます。 6 号であります、特例の適用を受けた農地は 1 筆であり、適正に管理されていることを確認いたしました。 以上 1 件、ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ただ今事務局より説明がありました 1 件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
地区委員	6 号問題なし
議 長	ありがとうございます。 地元の委員さんからは『問題ない』ということではありますが、ほかに、ご意

	見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なしの声あり
議 長	ありがとうございます。 『異議なし』ということでもありますので、以上１件を原案どおり承認することとし、農業経営を行っている旨の証明書を交付することといたします。 <u>農用地利用集積等促進計画関係</u> 次に、議案書１９ページ、議案第６号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。
事務局	議案書２０ページからをご覧ください。 件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号及び第３号の要件を満たしていることをご報告いたします。 詳細につきましては、議案書２１ページから２８ページとなっております。このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画（案）のうち、権利設定の件数は、２６件、面積が、９万３，４２５㎡、所有権移転の件数は、２件、面積が、３，３５２㎡となっております。 以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 以上のような内容ですが、よろしくご審議をお願いいたします。 委員のみなさん、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なしの声あり
議 長	ありがとうございます。 『異議なし』ということでもありますので、以上、原案どおり承認すること

とし、市長に回答いたします。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」関係

議 長

次に、29ページ、議案第7号、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

それではご説明させていただきます。

この指針につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を定めるもので、農業経営基盤強化促進法に基づき、愛媛県が作成する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」や、西条市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、農地の状況等を示すものであり、西条市では、平成29年8月10日に指針を制定し、前回は令和5年8月に改訂を行っております。農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行うこととしております。

指針案につきましては、一般社団法人全国農業会議所が作成しております参考例を基に、西条市に則したもので作成しております。全国農業会議所が示しております参考例につきましては前回の令和5年の時と大きな変更がないため、当市においても項目など大きな変更点はありません。

それでは、主な内容についてご説明いたします。

まず、30ページ「第1 基本的な考え方」についてですが、西条市の地勢等の概況や、農業委員会が果たすべき役割に関する事項等を記載しております。

次に、31ページをご覧ください。

「第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法」であります。この指針の重点項目は3つございまして、1つ目は、遊休農地の発生防止・解消、2つ目は、担い手への農地利用の集積・集約化、3つ目は、新規参入の促進となっております。

1つ目の 遊休農地の発生防止・解消について、(1) 遊休農地の解消目標についてですが、平成29年から令和8年までの農地面積に対する遊休農地面積の割合の平均値である2.1%以内を維持していくこととしております。現状の遊休農地の割合が2.0%でありまして、次回指針を見直す3年後の目標と「西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想」で目指すべき目標の設定年次である令和17年3月の目標につきましても遊休農地の割合目標を2.0%と設定しております。

次のページ32ページの

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法についてですが、遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合で評価することとしております。

次に 2 担い手への農地利用の集積・集約化について、(1) 担い手への農地利用の集積目標についてですが、現状の担い手への集積率が56%であり、目標については、「西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想」に基づき、令和17年において担い手への集積率の目標を68%としております。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法につきましては、地域計画の作成・見直しについて市と連携して取り組むとともに、農地中間管理事業の活用を検討したり、新規参入の受け入れを推進するなどの地域に応じた取り組みを推進することとします。

次の33ページの(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法につきましても、農地の集積率によることとしております。

3 新規参入の促進について、(1) 新規参入の促進目標についてですが、従前からの単年度目標である「4経営体、5ヘクタール」を引き続き目標として令和16年度まで継続していくこととしておりまして、目標値は、それぞれ令和8年3月からの単年度目標値を合計した値となっております。

(2)、(3) の新規参入の促進に向けた具体的な推進方法及び評価方法につきましては、関係機関との連携を図りながら個人、法人の新規参入の推進を図っていくこととし、実際参入した数により評価をすることとしております。

次に34ページ 第3「地域計画」の目標達成をするための役割ですが、西条市において作成されている「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ

総合的に利用していくための西条市農業委員会としまして協力的に役割を担っていくこととしております。

以上、簡単ではございますが指針の主な説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。
以上のような内容ですが、ご意見、ご異議はございませんでしょうか。

委員 基本的な考え方の中に、気候状況や社会情勢も盛り込んではいかがでしょうか。

事務局 今後、農政部局の基本方針も踏まえながら、気候状況や社会情勢についても盛り込んでいくこととします。

議長 ほかにご意見、ご異議はございませんでしょうか。

委員一同 異議なしの声あり

議長 ありがとうございます。
『異議なし』ということですので、以上、原案どおり承認することとし、今後の農業委員会の活動の指針といたします。

報告承認案件

議長 つづきまして、議案書35ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和8年6月16日から、令和8年7月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知14件を受理いたしました。
また、農地バンクの農地登録を1件行っております。
以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
何かご意見・質問等、ございませんでしょうか。

委員一同 (意見なし)

議長 無いようですので、報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました
が、この際ですので、ほかに何かございませんか。

委員一同 意見なし

議長 それでは、無いようですので、以上で総会を閉会いた
します。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定による「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）	

9. 閉会の日時 令和8年8月7日 午後2時44分